

不服申立て事案答申第 288 号

不服申立て事案諮問第 304 号

件名：警察署に来たことがわかる情報等の不開示（存否応答拒否）決定に関する件

## 答 申

### 1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記の保有個人情報（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）の開示請求について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 6 年 7 月 11 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同月 25 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由（略）

### 3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件処分の内容及び理由

##### ア 事実経過

##### (ア) 保有個人情報開示請求の受理

審査請求人は、愛知県 B 警察署（以下「B 署」という。）において、同人が、同人の妹（以下「妹」という。）に係る行方不明者届出書を提出した件で B 署と妹とのやり取りがわかる文書の開示を求める保有個人情報開示請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

なお、当該請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄には、

私が妹が行方不明になった件で B 署に行方不明者届出書を届け出したが、この件で妹が B 署に来たことがわかる情報と尋問内容がわかる文書（請求日現在、B 署生活安全課で保管するもの）

と記載されていた。

##### (イ) 開示請求に係る保有個人情報の調査

本件開示請求の対象となり得る文書の探索を実施したところ、B 署

生活安全課で保管する審査請求人が提出した、

- ・ 行方不明者妹に係る「行方不明者届出書」

を確認し、さらに、当該「行方不明者届出書」が提出されたことにより

- ・ 登録された「行方不明者届受理票」
- ・ 審査請求人に対して行方不明者発見活動の説明を行ったことで審査請求人の署名をもらった「説明書」
- ・ 行方不明者発見活動の状況を記録する「行方不明者事案指揮簿」

の存在を確認した。

このうち、「行方不明者事案指揮簿」とは、行方不明者の届出を受理したときや行方不明者発見のための手配や捜索を行ったとき等、その都度その状況及び警察署長の指揮事項を記載して作成されるものであるが、「妹がB署に来たことがわかる情報と尋問内容がわかる文書」が存在するとするならば、同人が発見されたときに作成された「行方不明者事案指揮簿」が該当することとなる。

#### (ウ) 本件処分

処分庁は、法第 81 条に規定される、保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる「保有個人情報の存否に係る情報」に該当すると認め、保有個人情報不開示決定通知書により審査請求人に通知した。

#### イ 本件処分の理由

(ア) 法第 81 条には、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定されている。

また、愛知県における個人情報の保護に関する法律・個人情報の保護に関する法律施行条例解釈運用基準（以下「解釈運用基準」という。）によれば、「開示請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる」とは、開示請求に係る保有個人情報の存否自体の情報が法第 78 条第 1 項各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいい、例えば、内偵情報、候補者名簿、内部告発情報に関する開示請求に対して不開示又は不存在の回答をすることにより、当該個人を対象とした犯罪捜査の有無、候補者としているか否か、内部告発の有無を明らかにしてしまう場合などがこれに当たるとされている。

さらに、解釈運用基準には、

- ・ 存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるような

性質の保有個人情報については、開示請求の対象となるものが存在しない場合であっても、その性質上常に存否を明らかにしないで不開示決定をしなければならない。

- ・ 「当該開示請求を拒否すること」は、法第 82 条第 2 項の規定に基づき「開示をしない旨の決定」をすることにより行う。

とされている。

- (イ) 本件請求対象保有個人情報は、妹が B 署に来たことがわかる情報及び尋問内容がわかる文書であり、仮に存在するとすれば、妹が B 署に来署し、警察官から事情聴取を受けた内容となり、存在しないとすれば、妹が B 署に来署せず、警察官から事情聴取を受けていないということになるため、本件請求対象保有個人情報の存否を答えるだけで、妹が B 署に来署したか否かという法第 78 条第 1 項 2 号に規定される開示請求者以外の個人に関する情報が明らかになってしまうことになる。

よって、本件請求対象保有個人情報は、存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるような性質の保有個人情報と認められたため、不開示決定を行ったものである。

- (ウ) 本件処分は、上述のとおり法第 81 条の規定に基づいた保有個人情報の存否自体に係る情報であることから不開示としたものであり、法の規定に基づく適正な処分である。

## (2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、本件処分は日本国憲法 17 条、15 条 2 項に違反しており違法である旨主張し、本件処分の取消しを求めている。

しかしながら、本件処分は、上記(1)のとおり、法の規定に基づいて行われた適正なものであり、審査請求人の主張は失当である。

## (3) 結語

以上のとおり、本件処分は法の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 4 審議会の判断

### (1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、妹が B 署に来署したか否かがわかる情報及び尋問内容がわかる情報である。

処分庁は、本件請求対象保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで法第 78 条第 1 項第 2 号に規定する個人情報を開示することとなるため、法第 81 条の規定により存否応答拒否による不開示決定を行っていることから、その適否について以下検討する。

(2) 法第 81 条該当性について

ア 処分庁によれば、本件請求対象保有個人情報、仮に存在するとすれば、妹が B 署に来署し、警察官から事情聴取を受けた内容となり、存在しないとすれば、妹が B 署に来署せず、警察官から事情聴取を受けていないということになるため、本件請求対象保有個人情報の存否を答えるだけで、妹が B 署に来署したか否かという法第 78 条第 1 項 2 号に規定される開示請求者以外の個人に関する情報が明らかになるとのことである。

イ 当審議会において検討したところ、本件開示請求は、審査請求人以外の個人を特定した上で、当該個人が B 署に来署したことがわかる情報及び当該個人が受けた尋問内容がわかる情報の開示を求めるものであり、本件請求対象保有個人情報の存否に関する情報を明らかにすることは、審査請求人以外の特定の個人が B 署に来署したかどうか及び尋問を受けたかどうかという個人情報を明らかにすることと同様の結果となると認められることから、本件請求対象保有個人情報の存否に関する情報は、法第 78 条第 1 項第 2 号本文に該当する。

また、当審議会において処分庁に確認したところ、行方不明者発見活動に関する規則によれば、行方不明届出を受理した警察署長は、行方不明者が発見されたときは、届出人に対して、発見の日時、場所、状況その他の必要な事項を通知しなければならないと定められているところ、行方不明者届出人に通知する内容については、当該行方不明者の意思その他の事情を考慮して、通知をしないこと又は通知をする事項を限ることができるとのことである。そして、審査請求人に対しては、本件請求対象保有個人情報の存否に関する情報を通知していないとのことであり、他に審査請求人が本件請求対象保有個人情報を知り得る事情も認められない。よって、本件請求対象保有個人情報の存否に関する情報は、法令の規定により又は慣行として、審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないことから、法第 78 条第 1 項第 2 号ただし書イに該当することは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当すると認められるべき事情も存しない。

したがって、本件請求対象保有個人情報の存否に関する情報は、法第 78 条第 1 項第 2 号に該当する。

ウ 以上のとおり、本件請求対象保有個人情報の存否を明らかにすることは、法第 78 条第 1 項第 2 号に規定する不開示情報を開示することと同様の結果となることから、処分庁が法第 81 条の規定により、本件請求対象保有個人情報の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものでは

ない。

(4) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

私が妹が行方不明になった件でB署に行方不明者届出書を届け出したが、この件で妹がB署に来たことがわかる情報と尋問内容がわかる文書  
(請求日現在、B署生活安全課で保管するもの)

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
6.10.23	諮問（弁明書の写しを添付）
6.10.30	審査請求人からの反論書の写しを審査庁から受理
6.11.6	審査請求人からの反論書の写しを審査庁から受理
6.11.8	審査請求人からの反論書の写しを審査庁から受理
6.11.13	審査請求人からの反論書の写しを審査庁から受理
6.11.25	審査請求人からの反論書の写しを審査庁から受理
6.11.29	審査請求人からの反論書の写しを審査庁から受理
6.12.6	審査請求人からの反論書の写しを審査庁から受理
6.12.17	審査請求人からの反論書の写しを審査庁から受理
7.1.7	審査請求人からの反論書の写しを審査庁から受理
7.1.16	審査請求人からの反論書の写しを審査庁から受理

年 月 日	内 容
7. 8. 7	審査請求人からの資料を受理
7. 8. 19	審査請求人からの資料を受理
7. 8. 25	審査請求人からの資料を受理
7. 9. 1	審査請求人からの資料を受理
7. 10. 2	審査請求人からの資料を受理
7. 10. 15	審査請求人からの資料を受理
7. 10. 21	審査請求人からの資料を受理
7. 10. 27	審査請求人からの資料を受理
7. 11. 4	審査請求人からの資料を受理
7. 11. 6	審査請求人からの資料を受理
7. 11. 10 (第 255 回審議会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審査請求人の意見陳述を実施

年 月 日	内 容
同 日	審査請求人からの資料を受理
同 日	審議
7.12.8 (第256回審議会)	審議
8.1.26 (第257回審議会)	審議
8.2.25	答申